

(第七部)

第六回参議院大蔵委員会會議録第一号

昭和二十四年十月二十七日(木曜日)午後二時十八分開会

委員氏名

- 委員長 櫻内 辰郎君
- 理事 波多野 鼎君
- 理事 黒田 英雄君
- 理事 伊藤 保平君
- 理事 九鬼 敏十郎君
- 理事 天田 勝正君
- 理事 森下 政一君
- 理事 玉屋 喜章君
- 理事 西川 基五郎君
- 理事 木内 四郎君
- 理事 油井 賢太郎君
- 理事 小林 米三郎君
- 理事 小宮 山常吉君
- 理事 高瀬 莊太郎君
- 理事 高橋 龍太郎君
- 理事 中西 功君
- 理事 川上 喜君
- 理事 木村 轉八郎君
- 理事 米倉 龍也君
- 理事 小川 友三君

ます。  
 諮議及び陳情に関する小委員会を設置するかせんかということであり、従来通り小委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
 ○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。

それから、その小委員の数は、できまれば委員長と理事の協議会にお任せ願いたいと思いますが、御異議ございませんか。  
 〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
 ○委員長(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。それではさうに決定いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 議案に移ります。印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案を御審議を願います。最初に政府委員から御説明を願いたいと存じます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。  
 本法案を提出いたしました理由としては、先ず第一に、失業保険法の改正によりまして、同法第三十八條の三及び第三十八條の四の規定によりますところの日雇労働者の失業保険法の被保険者となるのでありますが、この日雇労働者の雇用主である事業主が、その日雇労働者及び自己の負担す

る保険料を納付いたします場合には、失業保険印紙をもつて納付いたすこととなつたのであります。

然るに「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律」によりまして、同法第一條の規定又は他の法令の規定により、印紙を以て租税その他の国の歳入金を納付いたしますときは、収入印紙を用いなければならぬことになつておきますので、この例外といたしまして、失業保険料を納付する場合には、収入印紙によらず、失業保険印紙により納付し得るようになし、失業保険法第三十八條の十二の規定の趣旨と符合せしめるようにいたしたのであります。

次に失業保険印紙の廃止の事務であります。これは、郵政大臣が労働大臣に協議して指定いたしますところの郵便局において行はれることとし、その売上代金から印紙の買戻し、その売上代金から印紙の買戻しに要する経費を控除した金額に相当する金額を、郵政事業特別会計から失業保険特別会計に繰入れることとしたものとするのであります。尚失業保険印紙の形式につきましては、大蔵大臣が定めることといたしたのであります。これに伴ひまして、失業保険特別会計法中歳入に関する規定及び郵政事業特別会計法中印紙廃止代金の他会計への繰入に関する規定を整備する必要がありますのであります。

次に厚生保険特別会計においてあります。同会計のうち健康保険勘定に係る分につきましては、目下の経済情勢よりいたしまして保険事業経営上財源に不足を来して現状でありまして、これが補正に積立金を使用したいのであります。積立金の使用につきましては、現行の同特別会計法におきましては、決算上の不足又は健康保険事業の福祉施設費にのみ限定されておりますので、これをその他の経費の財源としても使用し得るような途を開くことといたしたのであります。

以上理由によりまして本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(櫻内辰郎君) 本案に対して御質疑がありましたらこの際お願ひいたします。

○小川友三君 この現金納付でなく、印紙で納めるといふ場合につきましては、政府の御意見を伺ひたいのは、大体この日雇労働者の保険金納付というものが、一億ぐらゐと年に見積りますと、今までの印紙手数料が大体三%ですから、その三%を手数料として引きますと、三百万円というものが引かれる計算になります。その三百万円の掛金は、郵便局に手数料として拂つてしまつてあるものでありますから、そこに三百万円の損失というやうな形態が、保険総金額から出て参りますけれども、これはどういふ工合に御処置下さいますか、お伺ひ申し上げます。

○委員長(櫻内辰郎君) 説明員から御説明を伺います。  
 ○説明員(菊地二郎君) 只今の御質問に対しましてお答えいたします。只今の差引きました分につきましては、国庫が負担いたしました。それを一般会計から失業保険特別会計の方に繰入れることになつております。  
 ○小川友三君 その損失が大体三百万円前後だと思ひますが、それは一般会計から出していいということはどういふところになつておられますか。その経過を報告して貰ひたい。  
 ○説明員(菊地二郎君) それは失業保険特別会計法におきまして、失業保険の事業に要するところの事務費は、予算の範囲内におきまして一般会計から繰入れるようになつております。

○小川友三君 それに間違ひありませんか。

○説明員(菊地二郎君) はあ。

○小川友三君 それは第何條ですか、一般会計の……第何條ですか。  
 ○説明員(菊地二郎君) 失業保険法二十八條の第二項でございます。  
 ○小川友三君 読んで下さい。

○説明員(菊地二郎君) 「国庫は、前項の費用の外、毎年度予算の範囲内において、失業保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。」とあります。  
 ○西川基五郎君 この健康保険の問題であります。現在財政上不足を来しておるといふ現状について、御存じあれば伺ひたいと思ひますが、どの程

本日の會議に付した事件  
 ○小委員会設置の件  
 ○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 ○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)  
 ○委員長(櫻内辰郎君) 只今より大蔵委員会を開会いたします。最初に、お諮りをいたす場合がございます。

第七部 大蔵委員会會議録第一号

昭和二十四年十月二十七日

度に不足してあるか、大分地方に行くとかましく言われまますから、そのうち点お分りでしたら……。

○藤下政一君 それじや西川さんの御質問に御答へになる係官がお見えになります前に、一つお伺いしたいのですが、普通の保険印紙を充擲し郵便局の指定ですが、これは郵政大臣と労働大臣が協議して決めるということになつておる。恐らく日雇労働者の雇用主である事業主が、買うのに都合のいいような局を指定されることになるんじゃないかと思ひますが、大体どういふところが指定されるようなお見込でありますか。

○説明員(渡邊五君) 只今の御質問に對して御説明いたします。この失業保険法の中の日雇労働者に関する部分は、その適用範囲が日本全国といふわけじやございません。その適用地域は、公兵職業安定所の所在する市町村、それに隣接いたしました。労働大臣が指定した地域、そういう二つの地域が日雇に関する失業保険の指定地域ということになつております。そこで印紙を充る場合にもその失業保険の日雇に関する特例の適用を受けている地域、その中にある郵便局というわけでありますが、その場合にも印紙を購入するものは、例えば収入印紙というものと異なりまして、すべての人が買つていふのでございせんので、大体その適用区域内にありまして、郵便物の集配を行う郵便局で充ることになつております。集配局と申しますか……。

○藤下政一君 これは二等郵便局とか何とかがいふのですか。

○説明員(渡邊五君) 今は二等、三等の區別なくして、今は道に普通局と特

定局と申しますか、その區別なくして、集配の事務をやつておる郵便局、大体普通局は全部入ることになつております。

○藤下政一君 尙お尋ねしますが、それはどのくらいあるのですか。

○説明員(渡邊五君) 全国で千少し超える程度だと思ひます。

○藤下政一君 その指定される地域内では……。

○説明員(渡邊五君) 地域内と申しますか、数は五千幾らでございまして、その附近は全部大体、それにもう千くらい加えた数の市町村になります。それに対して郵便局が、大体千の郵便局で充るようになっております。

○委員長(櫻内庶郎君) 外に御質問はありますか。

○小川友三君 本案は極めて簡単なものでありまして、大体質疑の余地もないのじやないかと思ひますので、質疑を省略して討論をなさることに動議を提出いたします。

○委員長(櫻内庶郎君) 小川君の御発言であります。西川君からの質問がありますが、その点は……、それでは小川君から御発言がございまして、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めて討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小川友三君 本案は非常に簡単な法律案でありまして、特に政府側においては十一月一日から発足したい、今印紙を今日から送り出しても遅くは着かないというようないこともありますので、いろいろと欠陥も多少ありますが、本員は政府案を全面的に賛成いたします。第第一です。

○委員長(櫻内庶郎君) 別に御発言がございせんか。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めて直ちに採決することに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告は、委員会において本法案の内容、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本会議における委員長の口頭報告は、委員会において本法案の内容、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

○委員長(櫻内庶郎君) 御異議なしと認めます。

法律案の審議に移ります。先ず政府より御説明を願ひます。

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の提出の理由について御説明いたします。

米、麦、雑穀、澱粉、糖類等の主要食糧に對しては、昨年法律第二百三十一号を以ちまして、その輸入税を本年一年間免除することとしたのであります。現下の食糧事情に鑑みまして、右の主要食糧の輸入税を更に一年間免除する必要があると考えられます。且つ現在輸入税を免除することとしたしております茶及び重炭酸曹達は、もはやそれを免除する必要がないと思われまますので、別表から削除することとしたしまして、本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(櫻内庶郎君) 本案に對する御質疑がありましたら、この際お願いいたします。

○小川友三君 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案ですが、これは実は本員は前国会におきまして、重炭酸曹達は食糧でないから、食糧として入れるというは怪しからんというので、政府当局に除外方を申出しました。ところが政府はこれは依然として食糧であるという飛んでもない主張をしておつたのですが、この重炭酸曹達は薬品であつたので、日本薬局方の薬品なんです。食糧でないから除外するといふ意味に解釈をして、本員が主張した案の通りに政府が降参したと思ひますけれども、この点につきまして、重炭酸曹達は薬品でありまして、そう

いふ食糧は世界中にないんですが、政務次官はすつかり變つて、水田さんが政務次官でも、前の政務次官に食糧でないといふことを主張しましたが、分らなくておりましたし、又大蔵当局の局長さんは食糧であるようなないような顔をしておりましたので、これを除外するのは当然でありまして、これを食糧と思つていらつしやいますか。どうか、政務次官にお伺ひいたします。

○説明員(伊藤八郎君) 前回小川先生から只今お述べになりました御意見を承りましたのですが、実はその近所におります。ベキング・パウダーは御承知のように、アメリカ等から人造で配合せられ、重炭酸曹達その他を基礎にしまして作つたものであります。本案を初めお願いいたしました當時は、それと純粹な重炭酸曹達といふものを混入して取混ぜて參つておりました。それを區別するの困難な事情がございまして、最近になりましたら、そういうベキング・パウダーの代りに使われるような重炭酸曹達の輸入もなくなりまして、又国内における事情も相当緩かになりましたので、今回は特に交渉いたしましたして削除いたしました。

○小川友三君 重炭酸曹達を、政府が日本薬局方という法律まで作りまして、これは食糧でない医薬品として解釈をしておるのであります。食糧でないから削つた私は解釈してありますが、依然として化学知識が当局は低級であつて、日本薬局方の立派な薬品であるのを依然として食糧だと思つておられますか。どうか、その点をお伺ひしておるのですから、その点をお伺ひ

及び二六六 重炭酸曹達を削る。

部を次のように改正する。

理由

御異議なしと認めます。

御異議なしと認めます。

伺いたします。

○説明員(伊藤八郎君) 重炭酸曹達は日本薬局方の第四番目にございます薬品でございます。併しパンを製造いたしましたような場合には、やはり食糧の一部を構成する一分子である。かように考へておる次第であります。

○小川友三君 今のあなたの説明はペーキング・パウダーの隣にあるから食糧に近いのだと申されましたが、総理大臣の近くにおれば総理大臣でしようかということが聞きたくなります。(笑)どうかそういう解釈でなく、食糧の一部をなすものでない、重炭酸曹達はパンの中に入れて熱が加わりますと二酸化炭酸になり、重炭酸曹達の炭酸基の三基は熱を加えると二基となり、重炭酸曹達の性能を失います。そういうわけでありますから食糧には入りません。どうかそのおつもりでよろしく勉強して頂きたいと思ひます。

○説明員(伊藤八郎君) 承知いたしました。

○委員長(櫻内廉郎君) 他に御質疑ございせんか。  
別に御発言もないようですから直ちに討論に移ることに御異議ございせんか。

○委員長(櫻内廉郎君) 御異議ないものと認めまして、討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小川友三君 本案に賛成するものであります。  
○委員長(櫻内廉郎君) 他に御発言ございせんか。それでは討論は終了したものと認めて、直ちに採決に入ることと御異議ございせんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内廉郎君) 御異議ないものと認めて、直ちに採決いたします。食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。

〔議員挙手〕  
○委員長(櫻内廉郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決することに決定いたしました。尙本会議における委員長のお頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願ひことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(櫻内廉郎君) 御異議ないと認めます。  
それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名  
黒田 英雄 伊藤 保平  
九鬼紋十郎 森下 政一  
西川甚五郎 小宮山常吉  
高橋龍太郎 川上 嘉  
小川 友三

○委員長(櫻内廉郎君) 御署名漏れはございせんか。……なしと認めます。  
尙本日の公報には未復員者給与法の一部を改正する法律案を議題として報告してありますが、都合によりまして本法案の審議は延期いたしたいと存じます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十八分散会  
出席者は左の通り。  
委員長 櫻内 廉郎君

理事

黒田 英雄君  
伊藤 保平君  
九鬼紋十郎君

委員

森下 政一君  
西川甚五郎君  
小宮山常吉君  
高橋龍太郎君  
川上 嘉君  
小川 友三君

政府委員

大蔵政務次官 水田三喜男君  
大蔵事務官 菊池 二郎君  
主計局法 規課勤務  
大蔵事務官 伊藤 八郎君  
主税局長  
労働事務官 渡邊 孟君  
職業安定局失業保険課勤務

十月二十六日本委員会に左の事件を付託された  
一、食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案  
一、印紙をもつてする歳入金納付に關する法律等の一部を改正する法律案

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案  
食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案  
食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。  
本期中(昭和二十四年)を「昭和二十五年」に改め、別表中「三二 茶」

及び「二六六 重炭酸曹達」を削る。

附則  
この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

印紙をもつてする歳入金納付に關する法律等の一部を改正する法律案  
印紙をもつてする歳入金納付に關する法律等の一部を改正する法律

第一條 印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。  
第一條中「少年法(大正十一年法律第四十二号)第六十一條を「少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三十一條第一項」に改める。

第二條 第一項に次の但書を加える。  
但し、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十八條の十二第一項の規定により保険料を納付するときは、この限りでない。  
同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険法第三十八條の十二第一項に規定する失業保険印紙」を加える。

第三條 第一項中「印紙完さばき所において、」の下に「失業保険印紙は、郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局において、」を、同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険印紙」を加える。

第二條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の

部を次のように改正する。

第三條中「一般会計」の下に「及び郵政事業特別会計」を加える。

第三條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四十條中「一般会計に繰り入れられるものとする。」を「収入印紙及び取引高税印紙に係るものは一般会計に、失業保険印紙に係るものは失業保険特別会計に、それぞれ繰り入れられるものとする。」に改める。

第四條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。  
第十八條ノ二の次に次の一條を加える。  
第十八條ノ三 健康勘定ノ積立金ハ健康保險事業經營上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り同勘定ノ歳入ニ繰入ルコトヲ得

附則  
この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

昭和二十四年十一月八日印刷

昭和二十四年十一月九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所